

第4編 地震災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 公共施設等の復旧

各部は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

《担当部・機関》

各 部

第1 災害復旧計画の作成

復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、府と十分協議し、計画の樹立に努める。

第2 被害調査の協力

市は、府が行う直接的被害額及び復旧事業に要する額等の調査に協力する。

第3 復旧完了予定時期の明示

府、市及び防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第4 災害復旧の種類

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 中小企業の振興に関する事業計画
- 11 その他の災害復旧事業計画

第5 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施にあたり、法律等に基づき国が負担又は補助する主な事業は次のとおりである。

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者厚生援護施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧
砂防法等	土砂災害防止対策

第2節 リ災証明の発行

各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、リ災証明の交付体制を確立し、リ災証明書を交付する。

《担当部・機関》

民生対策部福祉班

第1 リ災台帳の作成

被災状況を調査のうえ、リ災台帳を整備し、必要事項を登録する。

- 1 民生対策部福祉班は、家屋台帳及び住民基本台帳から全世帯について、リ災台帳を作成する。
- 2 民生対策部福祉班は、総務対策部調査班が行う建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

第2 リ災証明書の発行

市長は、リ災者に対し必要があると認めた場合は、リ災証明書を発行する。

- 1 リ災証明書の発行について被災状況が確認できない場合は、とりあえず本人の申告に基づき、リ災届出証明書（被災者自身が被災内容を市へ届け出たことを証明する）を発行する。この場合、その後の調査によって確認した場合は、リ災証明書に切替え発行する。
- 2 リ災証明書の発行は、1回限りとする。やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

第3節 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

《担当部・機関》

総務対策部総括班・総務対策部財務班

第1 激甚災害指定の手続

1 激甚災害の指定

府は市の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

2 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、府に提出する。

第2 激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅等災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス施設災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）

(14) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び寡婦福祉資金法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活確保

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん等を行う。

《担当部・機関》

関係各部

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところによって、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

(1) 地震、暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 市において住居が5世帯以上滅失した災害

イ 府内にて住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害

ウ 府内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合

イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2 大阪府災害見舞金の支給

府は、「大阪府災害見舞金内規」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

災害によって被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

1 災害援護資金の貸付

自然災害によって市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき、条例の定めるところによって、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、大阪府社会福祉協議会が府内居住の低所得者世帯に対して行っている、生活福祉資金の災害援護資金貸付が迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

3 住宅復興資金

府と協力・連携し、住宅金融公庫が住宅金融公庫法に基づき行う被災者向け低利融資の制度適用が、該当する市民に対し迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

第3 市税等の減免・徴収猶予等

1 市税の減免措置等

地方税法、市税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

(1) 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等又は市税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が市税を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

災害によって被災した者に対して、個人の市民税・固定資産税等の市税を軽減又は免除する減免措置を講じる。

2 国税及び府税の減免措置

国及び府は、被災者の納付すべき国税及び府税について、法令及び府条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期間の延長、徴収の猶予、滞納処分の執行の停止並びに減免の措置等を災害の状況によって実施する。

3 国民健康保険料の減免等

(1) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

(2) 減免

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

4 その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき減免する。

第4 住宅の確保

府及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等のあっせんを行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用、仮設住宅等の提供等によって支援する。

1 住宅復興計画の作成

府及び市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状にあった施策を推進する。

2 住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(2) 特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な被災者に対して優良な賃貸住宅のあっせんを行う。

3 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

住宅金融公庫を利用し、優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

4 災害住宅に対する融資

災害が発生した場合、り災者に対するり災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融公庫が行う融資制度「災害復興住宅建設、補修資金の貸付」、「災害特別貸付」を積極的に利用して、早急にり災地の再生を図る。

5 り災都市借地借家臨時処理法の適用の検討

建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用検討を要請する。

6 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

災害（火災にあっては、地震による火災に限る）によって公営住宅が減少し、又は著しく損傷した場合は、既設公営住宅を復旧する。

第5 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。

収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単数世帯
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない。	300万円	225万円
500万円超 700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円超 800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯		

(4) 支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、ア～クの経費に対して支給される。

		合 計	
		ア～エ	オ～ク
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円

ア 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

イ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

ウ 住居の移転費又は移転のための交通費

エ 住宅を貸借する場合の礼金

オ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）

カ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費

キ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息

ク ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

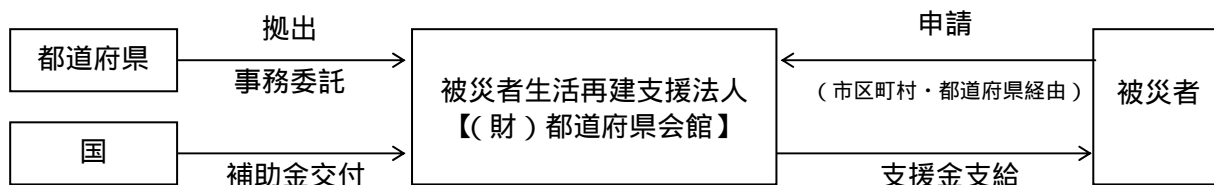
（注1）大規模半壊世帯はオ～クのみ対象（100万円が限度）

（注2）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更にア、ウの経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

（注3）他の都道府県に移転する場合は、オ～クそれぞれの限度額の1/2

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府)(支援金の1/2)

第5節 中小企業の復興支援

被災した中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう府に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《担当部・機関》

民生対策部産業班

第1 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために府が実施する中小企業の被害状況調査に協力する。

第2 中小企業者に対する支援制度の周知

政府系金融機関の融資、大阪府災害復旧資金緊急融資、大阪府中小企業経営安定資金の融資などの支援制度について、商工会やその他中小企業関係団体との協力のもと、中小企業者に周知徹底を図る。

1 政府系金融機関の融資

(1) 中小企業金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。

(2) 国民生活金融公庫

据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(3) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 大阪府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。

第6節 農林業関係者の復興支援

被災した農林業関係者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう府に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《担当部・機関》

民生対策部産業班

第1 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために府が実施する農林業関係者の被害状況調査に協力する。

第2 農林業関係者に対する支援制度の周知

天災融資資金、農林業者金融公庫資金、大阪府農林漁業安定資金の融資などの支援制度について、大阪中河内農業協同組合等の農林業関係団体との協力のもと、農林業関係者に周知徹底を図る。

1 天災融資資金（天災融資法）

- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、施設の復旧、経営再建及び収入減補填等に必要な農林漁業災害復旧資金及び自作農経営の維持に著しい支障が生じた農業者に対する自作農維持資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第2章 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

《担当部・機関》

各部、関係機関

第1節 災害復興方針の策定

市は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、府等関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための災害復興方針を定める。

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員によって構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

第2節 災害復興計画の策定及び防災まちづくりの推進

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復興に関する計画、住宅復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第1 被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第2 生活の安全確保と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するものとし、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の参加と理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざす。

第3節 復興のための体制整備

市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行をはかるため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。

第4節 災害復興事業の実施

市長は、府及び関係機関・団体並びに市民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。なお、事業の計画的な推進のため、必要に応じて市役所内に災害復興に関する復興本部等を設置する。